

中小企業・新規創業者の皆様へ

令和8年9月4日更新

新たな従業員を雇用したい

頁

1	中小企業等採用活動支援補助金 ◀◀ 正社員を採用したい	1
2	新卒・第二新卒者雇用促進助成金 ◀◀ 大学新卒者の雇用に関する支援を受けたい	1
3	やまぐちしごと応援サイトの登録 ◀◀ 学生・若者に自社の魅力を発信したい	1

従業員教育・人材育成をしたい

頁

4	中小企業人材育成応援補助金 ◀◀ 従業員の技能・技術や経営能力の向上に取り組みたい	2
---	---	---

働きやすい環境をつくりたい

頁

5	仕事と子育て両立応援企業助成金 ◀◀ 子育てしながら働きやすい職場環境づくりに取り組みたい	2
6	障がい者雇用環境整備支援助成金 ◀◀ 障がい者の雇用継続のための環境整備に取り組みたい	3

これから創業したい

頁

7	創業広告支援補助金 ◀◀ 販路開拓に向けた広報宣伝活動をしたい	3
16	起業化支援対策資金 ◀◀ 創業資金を借り入れたい	10

事業承継を円滑に行いたい

頁

8	事業承継・引継ぎ支援 ◀◀ 専門家の支援を受けて親族や第三者に引き継ぐ準備をしたい	4
---	---	---

経営の革新や効率化を図りたい

頁

9	中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金 ◀◀ 人手不足に対応した機器等を導入したい	4
10	省エネ機器等導入応援補助金 ◀◀ 省エネ機器・低燃費タイヤを導入したい	5
11	経営改善支援補助金 ◀◀ 専門家の支援を受けて経営を立て直したい	5

商業・文化集積エリアへ出店等をしたい

頁

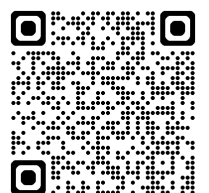
12	湯田温泉回遊促進事業補助金 ◀◀ 湯田温泉エリアの空き店舗で開業したい	6
13	匠のまち創造支援事業補助金 ◀◀ 大内文化特定地域の空き店舗で開業したい	6
14	新山口駅周辺出店支援補助金 ◀◀ 新山口駅周辺の空き店舗で開業したい	6
15	あきないのまち支援事業補助金 ◀◀ 中心市街地の空き店舗で開業したい	7

融資を受けたい

頁

16	山口市中小企業融資制度 ◀◀ 運転資金や設備資金のために融資を受けたい	9
----	-------------------------------------	---

やまぐちしごと応援サイト



市内企業の魅力を紹介するポータルサイト

事業者向け支援メニューも掲載しています！



1 中小企業等採用活動支援補助金

事業概要 人材確保に向けた採用力の向上や強化を目的として、採用活動に係る費用を支援します。

補助対象者 ●市内に主たる事業所を有する中小企業者で、「やまぐちしごと応援サイト」に登録していること
●山口市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者

補助対象経費 ①正社員募集を目的とした求人情報誌や就職情報サイト等の利用料
②人材紹介サービスの紹介手数料等
③外国人材の受入等に係る経費（監理費、登録支援機関への委託費等）
④採用ウェブサイトの作成や改修に係る経費、企業紹介動画の制作に係る経費
⑤採用コンサルティング事業に係る経費
⑥企業説明会等の実施・出展又はインターンシップ等の実施に係る経費

補助率・限度額 ●補助率：補助対象経費の2分の1 ●限度額：①⑥5万円、②③④⑤10万円

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当 ☎083-934-2645 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



2 新卒・第二新卒者雇用促進助成金

事業概要 新卒者の雇用の促進と市内企業の人材確保を目的として、助成金を交付します。

助成対象者 ●市内に主たる事業所を有する中小企業者で、「やまぐちしごと応援サイト」に登録していること
●雇用保険法の適用を受けていること
●対象新卒者及び第二新卒者を6か月以上雇用し、今後も継続して雇用する予定があること
●初任給・賃金の引上げ、奨学金返還支援、各種手当の新設・増額、休暇制度の新設等に取り組んでいること

対象新卒者 ●大学院、大学又はこれらに準ずる学校を卒業後、3年以内であること
●山口市内に住民登録があること
●これまでに本事業の交付対象となっていないこと
●対象事業者と3親等以内の親族関係にないこと

助成金額 ●新卒者を正規雇用した場合、1人につき20万円 ※1事業者3人まで（上限60万円）

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当 ☎083-934-2645 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



3 やまぐちしごと応援サイトの登録

事業概要 学生やUJIターン希望者などに対し、市内事業者の情報を広く発信しています。ぜひ登録いただき、企業の魅力発信にご活用ください。

補助対象者 市内に本社・本店を有する法人事業者、本市に住所を有する個人事業者、又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者で、次の全てを満たす事業者
●人材の確保を考えている事業者
●本市から中小企業向け支援情報等の案内を希望する事業者
●風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
●暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

登録方法 右の二次元コードからフォームに必要事項を入力して、お申し込みください。

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当 ☎083-934-2645 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



4 中小企業人材育成応援補助金

事業概要 人材育成や定着のために、従業員や役員が受講する業務上必要な研修や資格試験の費用を支援します。

補助対象者 及び 補助対象事業

市内に主たる事業所を有する中小企業者で、市内の事業所に勤務する常勤役員（個人事業主を含む）、正規従業員（「技能実習」または「特定技能」の在留資格をもつ外国人従業員を含む）及び非正規から正規に転換予定の従業員等が受講し、業務上必要な能力の向上または技術、知識等の習得やリ・スキリングなどによるスキルアップに資する研修または資格試験で、次のいずれかが実施するものであること。

- 公的研修・資格試験機関
- 試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等
- 専門的な研修・資格試験を行っている民間団体又は企業等
- 補助対象者が自ら企画して主催する研修等

※研修等の場合、実研修時間が6時間以上の日程のもので修了証が発行されるものであること。

補助対象経費

謝金、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、教材費、受講料、受験料、資格登録料、外国人従業員に対する通訳料

※ただし、普通自動車第一種運転免許の取得や各種資格の更新料に係る経費は除きます

補助率・限度額

● 補助率：補助対象経費の2分の1

● 補助限度額：研修対象者1人1回限り、上限5万円 1企業につき上限20万円

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当 ☎083-934-2645 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



5 仕事と子育て両立応援企業助成金

事業概要 子育てしながら働きやすい職場環境づくりに係る経費を支援します。

助成対象者 市内に主たる事業所を有する中小企業者

助成対象事業

子育てしながら働きやすい職場環境づくりに向けた取組で、次のいずれかに該当するもの

- 休暇制度の見直し（子の看護等休暇の対象拡大、時間単位の年次有給休暇制度の導入など）
- 柔軟な働き方に向けた制度の見直し（フレックスタイムや時差出勤制度、育児のためのテレワーク導入、短時間勤務制度など）
- 男性の育児休業取得の促進
- 一般事業主行動計画の策定
- 女性管理職候補者の育成又は女性管理職の積極的な登用
- 労務担当者又は従業員に対する研修、周知及び啓発
- その他、仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりに向けた制度の導入

※国・県または市等の助成金を受けていない事業に限ります。

助成率・限度額

● 助成率：助成対象経費の2分の1 ● 助成限度額：5万円

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当 ☎083-934-2645 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



6

障がい者雇用環境整備支援助成金

事業概要	多様な人材の受入れを促進することを目的に、とりわけ障がい者の能力と適性を十分に引き出すための職場環境の整備を行う事業者に助成金を交付します。
助成対象者	市内に主たる事業所を有し、障がい者を一般常用労働者として雇用している、または雇用を予定している中小企業者
助成対象事業	障害者の雇用継続に資するもので、施設の整備や機器の購入を伴うもの または障がい者の雇用促進に資するもので、社内研修実施等に伴うもの
助成対象経費	①施設・設備等の工事費 ②就労支援機器等の購入費 ③研修等実施経費 ※①②の申請は障がい者を雇用している事業所のみ
助成率・限度額	●助成率：助成対象経費の2分の1 ●助成限度額：①②10万円、③5万円

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当 ☎083-934-2645 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



7

創業広告支援補助金

事業概要	創業予定または創業後間もない事業者の事業内容等を周知するための広報活動経費を支援します。
補助対象者	特定創業支援等事業による創業支援を受けた者で以下のいずれかに該当する者 ①本市で創業しようとする個人または法人で、申請日の属する年度内に事業を開始しようとする者が明らかであると認められる者。ただし、個人の場合は、市内に住所を有する者。 ②申請日に本市に主たる事業所を有している個人または法人で、申請日が創業の日から起算して2年以内の者。ただし、個人の場合は市内に住所を有する者
補助対象経費	委託費・印刷製本費・消耗品費・通信運搬費・広告宣伝費
補助率・限度額	●補助率：補助対象経費の2分の1 ●補助限度額：10万円

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市ふるさと産業振興課 起業創業支援担当 ☎083-934-2928 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



8 事業承継・引継ぎ支援

事業概要

弁護士、税理士、金融機関、商工団体及び市等が連携して、事業承継の準備に必要な「経営の見える化」や「会社の磨き上げ」を支援します。

サポートメニュー

メニュー	内容	自己負担(※)
専門家派遣	●経営状況や経営課題の把握 ●自社の強み等、磨き上げのポイントを把握 ●人事制度等の見直し	なし (複数回利用可)
財務デューデリジェンス	●会社の総資産や収益力の確認 ●適正な企業価値を確認	なし
自社株の評価	●株価の算定や推移シミュレーション	なし
相続税試算	●経営に関わる個人の税金を確認	なし
事業承継計画策定	●事業承継計画書の策定を支援	なし
遺言書作成	●経営に関わる個人の遺言書作成を支援 ※支援状況を確認し必要性が認められた場合	あり (補助率：2分の1)
オープンネームマッチング	●譲り手情報を公開して広く承継先を募集するためのサイトへ掲載する原稿作成等を支援	なし

(※)メニューごとに補助上限額があります。詳しくはお問い合わせください。

利用方法

山口市事業承継支援協議会のウェブサイトをご確認ください。

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市事業承継支援協議会事務局（山口商工会議所内） ☎083-925-2300 📠(FAX)083-921-1555



9 中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金

事業概要

人手不足の対応に向けて、人が行う業務を代替する機器・ソフトウェア導入に要する経費を支援します。

補助対象者

市内に事務所等を有する中小企業者等(個人事業主、社会福祉法人、医療法人、NPO等の団体含む)

補助対象機器等

人が行う業務を代替できる機器・ソフトウェア等
(例)自動精算機(セルフレジ)、券売機、自動チェックイン機、食器洗浄機、清掃ロボット、配膳ロボット、調理ロボット、セルフオーダーシステム、顧客管理・在庫管理システム、電話自動応答システム、会計ソフトウェア、その他

補助率・限度額

- 購入する場合(※)：補助対象経費の2分の1 補助限度額50万円
- リース又は利用する場合：補助対象経費の2分の1 補助限度額10万円

(※)汎用性があり、他の用途に使用可能なもの(例：タブレット端末・スマートフォン等)については、補助対象機器等を購入する場合で、且つ、補助対象機器等と併せて必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費の1/2を上限とします

補助対象経費

- 購入する場合：購入費、工事費
- リース又は利用する場合：リース費、利用料、工事費

募集期間

令和8年3月2日(月)～**令和9年1月15日(金)**
※申請は1事業者につき1回限り、予算額に達し次第終了
※過去に補助を受けられた事業者も申請可能です

お問い合わせ・申込みはこちら

山口商工会議所 ☎083-925-2300 📠(FAX)083-921-1555

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当 ☎083-934-2645 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



10 省エネ機器等導入応援補助金（追加募集）

事業概要	事業継続と経営改善を図るとともに、地域脱炭素の取組を推進するため、省エネ機器や低燃費タイヤの導入に係る経費の一部を支援します。
補助対象者	市内に事務所等を有する中小企業者等（個人事業主、社会福祉法人、医療法人、NPO等の団体含む） ※第1弾から第4弾（追加募集含む）で補助を受けられた事業者は申請可能ですが、 第5弾（令和8年3月募集）で補助を受けられた事業者は申請いただけません。
補助対象事業	①省エネ機器の導入 ※補助対象経費（税抜）の合計が5万円以上 市内の事務所等にトップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を満たす以下のいずれかの機器を導入する事業 ・エアコン、LED照明機器、LED電球、冷凍・冷蔵庫、温水機器（ガス・石油）・エコキュート、ショーケース、複写機・複合機・プリンター、ガス調理機器 ②低燃費タイヤの導入 ※補助対象経費（税抜）の合計が3万円以上 市内事業者が事業のために使用する事業用車両（緑・黒ナンバー）又は自動車運転代行業に用いる随伴用車両に取り付けるための低燃費タイヤを導入する事業
補助率・限度額	①省エネ機器の導入：補助対象経費の2分の1 補助限度額30万円 ②低燃費タイヤの導入：補助対象経費の4分の1 補助限度額30万円
補助対象経費	省エネ機器又は低燃費タイヤの導入経費（購入・設置・既存機器の撤去・処分費用）
募集期間	令和8年10月1日（木）～令和9年1月15日（金） ※申請は1事業者につき1回限り、予算額に達し次第終了 ※過去に補助を受けられた事業者も申請可能です

お問い合わせ・申込みはこちら

山口商工会議所 ☎083-925-2300 📠(FAX)083-921-1555
山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当 ☎083-934-2719 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



11 経営改善支援補助金

事業概要	経営改善計画の策定に際し、必要となる経費を支援します。
補助対象者	市内に主たる事業所を有する中小企業者
補助対象事業	①認定経営革新等支援機関の支援を通じた経営改善計画の策定 ②経営改善計画のモニタリングに係る認定経営革新等支援機関の経営指導
補助対象経費	①経営改善計画の策定に要する経費 ②計画のモニタリングに要する経費
補助率・限度額	①自己負担費用の2分の1 補助限度額10万円 ②自己負担費用の2分の1 補助限度額20万円

お問い合わせ・申込みはこちら

山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当 ☎083-934-2719 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



12 湯田温泉回遊促進事業補助金

事業概要	湯田温泉観光回遊拠点「狐の足あと」を中心として湯田温泉地域の魅力創出や回遊性向上を図るため、別途指定する対象区域内（8頁参照）の空き店舗等に出店される方を支援します。
補助対象者	●小売業、飲食業、サービス業等を営み、湯田温泉地域の回遊性向上につながる営業を行う者 ●概ね週5日以上かつ午前11時から午後2時までの間を含む1日概ね6時間以上営業する者
補助対象経費	店舗改装に係る経費（設備購入費、設備設置費、設備改修費等）
補助率・限度額	補助対象経費の2分の1以内 補助限度額50万円（主要エリアの出店は補助限度額70万円）

お問い合わせ・申込みはこちら

山口商工会議所 ☎083-925-2300 📠(FAX)083-921-1555
山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当 ☎083-934-2719 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



13 匠のまち創造支援事業補助金

事業概要	大内文化特定地域の地場産業の振興と観光客等による地域内の交流人口の増加を促進するため、同地域内（8頁参照）の空き店舗等に出店される方を支援します
補助対象者	次の①～③のいずれかに該当する事業者 ①大内塗、萩焼その他工芸品等を製造する者、または主に販売する者 ②ういろうを製造する者、または主に販売する者 ③大内文化特定地域内の活性化に資するものであり、かつ観光客等による特定地域内の交流人口の増加が図られるものであると認められた者
補助対象経費	店舗改装に係る経費（設備購入費、設備設置費、設備改修費等） （※）店舗の外観の改修等については、歴史的町屋景観（大内文化特定地域の歴史の薫る街並み景観）を活かしたものとすること
補助率・限度額	①補助対象経費の2分の1以内 補助限度額100万円 ②補助対象経費の2分の1以内 補助限度額100万円 ③補助対象経費の3分の1以内 補助限度額70万円

お問い合わせ・申込みはこちら

山口商工会議所 ☎083-925-2300 📠(FAX)083-921-1555
山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当 ☎083-934-2719 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



14 新山口駅周辺出店支援事業補助金

事業概要	新山口駅周辺において、飲食機能等の集積による新たな交流や賑わいの創出を図るため、別途指定する対象区域内（8頁参照）の空き店舗等に出店される方を支援します。
補助対象者	●飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）等を営み、新山口駅周辺の新たな交流や賑わいの創出につながる営業を行う者 ●概ね週5日以上かつ昼間に正午をはさむ2時間以上営業する者
補助対象経費	店舗改装に係る経費（設備購入費、設備設置費、設備改修費等）
補助率・限度額	補助対象経費の2分の1以内 補助限度額100万円

お問い合わせ・申込みはこちら

山口商工会議所広域ビジネスサポートセンター ☎083-972-0075 📠(FAX)083-973-2789
山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当 ☎083-934-2719 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



15 あきないのまち支援事業補助金

事業概要

魅力ある商店街づくりを推進し、中心市街地の活性化を図ることを目的に中心商店街及びその周辺（8頁参照）にある空き店舗に新規出店される方を支援します。

指定要件

- 要綱に定める業種の店舗、または事業所を開業し、地域活性化に資すると認められること
- 商店街の組合がある区域で出店される場合は、当該組合に加入すること
- 商店街の組合がない区域においては山口商工会議所の会員となること

補助対象経費	業種等	補助率・補助限度額	
		出店場所	
		中心商店街区域	中心商店街隣接区域
店舗改装に係る経費 (※1)	飲食業	補助対象経費の2分の1以内 補助限度額150万円	補助対象経費の3分の1以内 補助限度額100万円
	飲食以外の 小売・サービス業	補助対象経費の2分の1以内 補助限度額100万円	補助対象経費の3分の1以内 補助限度額70万円
	事務所	中心市街地区域 補助対象経費の2分の1以内 補助限度額50万円 【補助限度額の加算要件】 中心商店街区域の2階以上の空き店舗の場合は補助限度額に50万円を加算	
物件賃借料 (※2)	事務所	補助対象経費の2分の1以内 補助限度額60万円	

(※1) 設備購入費、設備設置費、設備改修費、その他設備設置に係る経費を含む。消費税を除く。

(※2) 開業から12か月分

お問い合わせ・申込みはこちら

山口商工会議所 ☎083-925-2300 📠(FAX)083-921-1555

山口市中心市街地活性化推進室 ☎083-934-2923 ✉chushin@city.yamaguchi.lg.jp



事業概要

市と信用保証協会、金融機関の三者が協調して行う融資制度で、中小企業の安定した経営を図るために事業に必要な資金を低利で貸し出すものです。

1. 長期資金

融資の種類	資金 使途	融資 限度額	返済期間 (据置期間)	融資対象・条件等	利率	保証料率・ 保証料補助	連帯保証人・ 担保
中小企業事業資金	運転・ 設備資金	1,500 万円	10年以内 (1年以内)	1. 個人においては市内に住所を有し、かつ事業所の所在地が市内であること、法人においては主たる事業所の所在地が市内であること。 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 市税の滞納がないもの 4. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	2.0%	(注1) 0.19%～ 0.80%	●連帯保証人 原則として法人 代表者以外は不要。 ●担保 原則として徴求 しません。
中小企業経営環境改善対策資金	運転・ 設備資金	1,500 万円	10年以内 (2年以内)	1. 個人においては市内に住所を有し、かつ事業所の所在地が市内であること、法人においては主たる事業所の所在地が市内であること。 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 経営改善計画が適正であり、概ね今後3年以内に業績の回復が見込まれるもの 4. 市税の滞納がないもの 5. 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けたもの（セーフティネット保証1号～8号、危機関連保証の認定を受けたもの）	1.4%	0.80% セーフティ ネット保証1 ～4・6号(責 任共有外)及 び危機関連保 証 0.70% セーフティ ネット保証 5・7・8号(責 任共有) (注2) 借受人が支 払った保証料 の全額を補助 します。	●連帯保証人 原則として法人 代表者以外は不要。 ●担保 原則として徴求 しません。
新湯大中山田内中心市駅温泉文化街周活特地活性化地域活性化策活用資金 対策資金 対策資金	運転・ 設備資金（注3）	2,500 万円	15年以内 (2年以内)	1. 各資金の対象区域内（8頁参照）において、事業所を有し、または、当該中小企業者の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に事業所を有することが認められるもの 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 市税の滞納がないもの 4. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.9%	(注1) 0.19%～ 0.80% (注2) 借受人が支 払った保証料 の全額を補助 します。	●連帯保証人 原則として法人 代表者以外は不要。 ●担保 必要に応じて徴 求します。

融資の種類	資金 使途	融資 限度額	返済期間 (据置期間)	融資対象・条件等	利率	保証料率・ 保証料補助	連帯保証人・ 担保
起業化支援対策資金	運転・ 設備資金	1,000 万円	10年以内 (1年以内)	1. 市内において新たに事業を開始しようとする中小企業者、または市内に主たる事業所を有し、開業して1年未満の中小企業者 2. 個人においては市内に住所を有していること、法人においては主たる事業所の所在地が市内であること 3. 市税の滞納がないもの 4. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.4% 特定創業支援事業修了者は1.3%	(注1) 0.19%～0.80% (注2) 借受人が支払った保証料の全額を補助します。	●連帯保証人原則として法人代表者以外は不要。 ●担保必要に応じて徴求します。
生産性向上・省力化設備導入支援資金	設備資金	2,000 万円	10年以内 (1年以内)	1. 個人においては市内に住所を有し、かつ事業所の所在地が市内であること、法人においては主たる事業所の所在地が市内であること。 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 労働生産性の向上に資する設備投資を支援する補助金等の交付決定を受けたもの、又は中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けたもの 4. 市税の滞納がないもの 5. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.4%	(注1) 0.19%～0.80% (注2) 借受人が支払った保証料の全額を補助します。	●連帯保証人原則として法人代表者以外は不要。 ●担保必要に応じて徴求します。

利率は変動することがございますので、その都度お問い合わせください。

(注1) 信用保証料率は山口市の補助により、山口県信用保証協会所定の率(0.45%～1.90%)より軽減されています。

(注2) 国の事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合の保証料上乗せ分は補助の対象外です。

(注3) 運転資金のみの利用はできません。

2. 短期資金

融資の種類	資金 使途	融資 限度額	返済期間 (据置期間)	融資対象・条件等	利率	返済 方法	連帯保証人・ 担保	申込期間
中小企業季節資金 (夏場)	運転資金	500 万円	6か月以内	1. 個人においては市内に住所を有し、かつ事業所の所在地が市内であること、法人においては主たる事業所の所在地が市内であること。 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 市税の滞納がないもの	2.0%	一括	取扱金融機関所定の方法	4月1日～7月31日
中小企業季節資金 (年末)								11月1日～3月31日

申込み・お問い合わせはこちら

(申し込み先) 山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫、西中国信用金庫

(問い合わせ先) 山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当 ☎083-934-2719 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



●ローカル10,000プロジェクト

産学官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者などのみなさまの初期投資費用を国と市が支援する制度です。

申込み・お問い合わせはこちら

山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当 ☎083-934-2719 ✉furu@city.yamaguchi.lg.jp



お問い合わせ先の電話番号一覧

●山口市商工振興部ふるさと産業振興課

- ▶ 商工労政担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎083-934-2719
- ▶ 人材確保支援担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎083-934-2645
- ▶ 起業創業支援担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎083-934-2928

●山口市商工振興部中心市街地活性化推進室

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎083-934-2923

●山口商工会議所

- ▶ 本所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎083-925-2300
- ▶ 広域ビジネスサポートセンター・・・・・・・・・・ ☎083-972-0075
(産業交流スペースMe gr i b a内)

●山口県央商工会

- ▶ 阿知須支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎0836-65-2129
- ▶ 秋穂支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎083-984-2738
- ▶ 阿東支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎083-956-0032

●徳地商工会

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎0835-52-0026

一部の補助金については、交付を受けるために、補助金ごとに募集期間を設け、事前に外部有識者を審査員とする補助金交付審議会において、事業内容等の審査を受け、認定を受ける必要があります。

募集の時期等については、あらかじめ市報や市のウェブサイト等でお知らせします。

発 行

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市商工振興部ふるさと産業振興課
☎083-934-2719
✉furu@city.yamaguchi.lg.jp